

「学校いじめ防止基本方針」

滝沢市立滝沢東小学校

1 いじめ防止等のための対策に関する基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。 「いじめ防止対策推進法」第二条より

(2) 本校における「いじめ防止対策」の基本的な考え方

「いじめ」を重大な人権侵害としてとらえ、「いじめ」は人間として絶対に許されない、また、どこの学校でも、どの学年・学級でも、どの子どもにも起こりうるという認識に立ち、子どもたち一人一人の小さな変化を見逃さず、早期発見に努め、解決に向けて迅速かつ有効な対応を組織的に進める。

- ・いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」、「正義」と「信頼」の学校をつくる。
- ・いじめの早期発見に努め、迅速で組織的な対応を徹底する。
- ・いじめられている子どもの立場に立ち、絶対に守り通す。
- ・いじめる子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- ・保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関と連携・協力しながら一体となった取り組みを推進する。

2 本校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) 「いじめ」の相談窓口

「いじめ」は、早期発見、早期対応が求められる。学級担任をはじめ相談しやすい教職員への連絡・相談はもちろんのこと、具体的な窓口を決め、「いじめ」の早期発見に努める。

「いじめ」の相談窓口： 副校長、生徒指導主事、養護教諭、スクールカウンセラー

(2) 「いじめ防止・対策委員会」の設置

「いじめ」の早期発見、早期対応、早期解決の取り組みを組織的に行うために、「いじめ防止・対策委員会」を設置する。「いじめ防止・対策委員会」は、いじめの防止対策、早期解決の取り組み以外に、いじめに関する校内研修の開催、いじめ防止のための生徒指導の充実、いじめに関するアンケート調査の実施、いじめ防止に向けた保護者や関係機関との連携等の企画・運営も担当する。

「いじめ防止・対策委員会」

委員： 校長、副校長、生徒指導主事、教務主任、教育相談担当、道徳教育担当、学団長、養護教諭、生徒指導主事、該当児童の学級担任

3 いじめ未然防止のための取り組み

(1) 未然防止

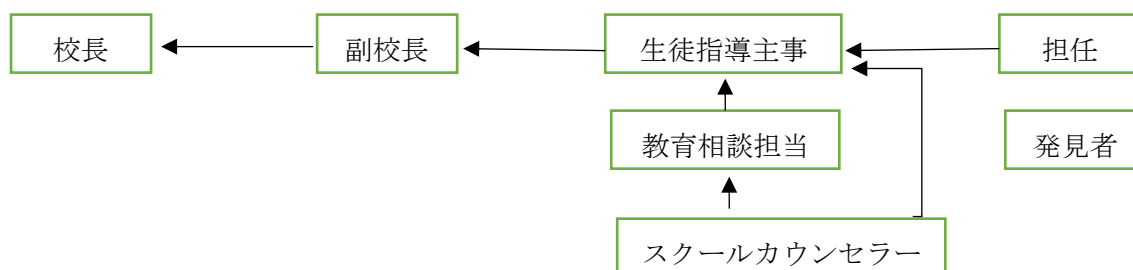
- ・週1時間の道徳の時間を大切に扱い、**自他の生命を大切に**する指導を全教育活動を通して行う。（道徳教育の学級における指導計画に明示）
- ・教師一人一人が**わかる、できる授業**を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わうことができるように努める。

- ・日々の観察や声かけを行い、**ふれあいタイム**など学級で活動する時間を活用し、児童の仲間関係の理解に努める。
 - ・児童の重点目標に「**あたたかい言葉**」を掲げ学校全体で指導にあたる。
- (2) 早期発見のために
- ・児童の様々な活動場面や生活場面の中に、暴力や乱暴な言葉がないか全職員で見守る。
 - ・班の中で孤立している子、休み時間に一人で過ごしている子に対して、担任は常に意識を向け、その児童の内面を理解し、集団に入れるよう支援にあたる。また、友人関係の変化にも意識を向けていく。
 - ・「縦割り班活動」や「クラブ活動」等、学級を離れたときの児童の様子について、担任から担任に必要と思われる情報を伝えていく。
 - ・「**児童理解カード**」を活用し、これまでの児童の変容をとらえる。
 - ・**毎月の職員会議で児童の様子について情報交流**し、共通理解を図る。
 - ・長期休業中には、「**いじめ防止・対策委員会**」が、**学童(2カ所)等を訪問**し、校外での児童の情報収集、実態把握に努める。
 - ・「**いじめの相談窓口**」があることを児童・保護者に知らせる。
- (3) いじめ実態把握調査アンケートの実施
- ・**毎月の生活アンケート**で、いじめの実態を把握する。いじめがあった場合には、「いじめ防止・対策委員会」を開催し対応を協議する。
- (4) 保護者や地域の方々への働きかけ
- ・連絡帳や日記の活用によって担任が児童・保護者と**日頃から連絡を密に取り、信頼関係を築く**。気になる内容については教育相談や家庭訪問等を行い、実態を把握する。
 - ・学級懇談会や学校、学年だより等による広報活動を行い、いじめ防止について啓発を行う。
 - ・PTA総会・地区懇談会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設定する。
- (5) 地域からの情報収集
- ・**セーフティネットワーク会議**や民生委員、自治会等の会議で情報交換をし、対策を講じる。

4 いじめに対する早期対応

(1) 正確な事実の把握

- ・児童からいじめについて訴えなどがあった場合は、速やかに生徒指導主事・副校長・校長に報告する。



- ・当事者双方、周りの児童から個々に聞き取り調査し、記録する。
- (2) 指導体制、指導計画の策定
- ・いじめの事実が確認された場合は、「いじめ防止・対策委員会」を開催し対応を協議する。
 - ・教職員全体で事実関係の共通理解を図り、指導のねらいを明確にする。
 - ・指導体制を整え、教職員の役割を明確にし迅速に対応する。

- ・市教育委員会、スクールカウンセラー、警察、医療機関等の関係機関との連絡調整を行う。
 - ・犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、市教育委員会及び警察等と連携し対処する。
- (3) 児童への指導・支援
- ・スクールカウンセラー等が対応し、いじめを受けた児童の心配や不安を取り除く。
 - ・いじめた児童に対して、担任を中心に、いじめた相手の心の痛みや苦しみを理解させる指導を行い、「いじめは決して許される行為ではない」という意識をもたせる。
- (4) 保護者との連携
- ・個別の協議の場を設け、いじめの解消のための具体的な対策について説明する。
 - ・家庭訪問等を通じ、保護者の協力を求め、学校との連携について協議する。
- (5) いじめ解消後の指導
- ・いじめ解消後も児童に対し継続的に指導・支援を行う。
 - ・スクールカウンセラー等が対応し、児童の心のケアを継続的に行う。
 - ・再発防止に向けて、「いじめは決して許される行為ではない」ことを、道徳の時間を中心に全校児童に指導する。

5 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

- ・いじめにより児童等の生命、心身に重大な被害が生じた疑いがある場合
- ・いじめにより児童が相当の期間、連続して欠席することを余儀なくされている疑いがある場合
- ・児童や保護者から「いじめを受けて重大事態に至った」という申立てがあった場合

(2) 重大事態への対応

- ・重大事態と思われる案件が発生した場合は、直ちに市教育委員会に報告する。
- ・重大事態に至った初期から可能な限り調査（聞き取り、アンケート等）し、事実関係について整理記録する。
- ・調査内容をもとにいじめた児童・その保護者に対する指導について、スクールカウンセラーも含め協議し、指導計画を作成するとともに、計画的な指導を行っているか、定期的に点検する。
- ・保護者の希望を踏まえながら、市教育委員会と協議のうえ、いじめを受けた児童、その保護者に対して、必要な対応を行うとともに、事実関係等の情報を適切に提供する。

6 その他

- (1) いじめの問題への対応について、学校評価を行う。
- (2) PTA役員会や学校評議員会、セーフティネットワーク会議等で、いじめの問題など学校が抱える課題を共有し、家庭や地域と連携しながら解決する仕組みづくりを推進する。